船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示案に関する意見募集結果について

令和７年12月24日
国土交通省
海事局安全政策課

国土交通省では、令和７年９月19日から令和７年10月19日までの期間、船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、１件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の内容及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので公表致します。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇意見募集の結果（１件）

ご意見の概要	国土交通省の考え方
船橋の窓は、枚数よりも大きさのほうが重要ではないか？	船舶においては、航行の安全を確保するため、操船位置から前方水平方向に225度以上の範囲にわたって、明瞭な視界を確保することが求められています。また、極海域を航行する船舶については、この要件に加え、最低２箇所以上の窓に凍結防止等の措置を講じることで、極海域においても視界を確保することが求められています。 ご認識のとおり、視界の確保は極めて重要ですが、一方で、窓の大きさにかかわらず、凍結防止等の措置を講じた最低２箇所以上の窓に操船者が近接することで明瞭な視界が確保できるとの観点から、SOLAS条約では窓の大きさに関する特段の要件は設けられていません。 以上を踏まえ、今般の告示改正においては、同条約の要件に準じた措置とし、窓の大きさについては要件を規定しな

	いこととしています。

＜問合せ先＞
国土交通省海事局安全政策課
電話：03-5253-8631